

多良木町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

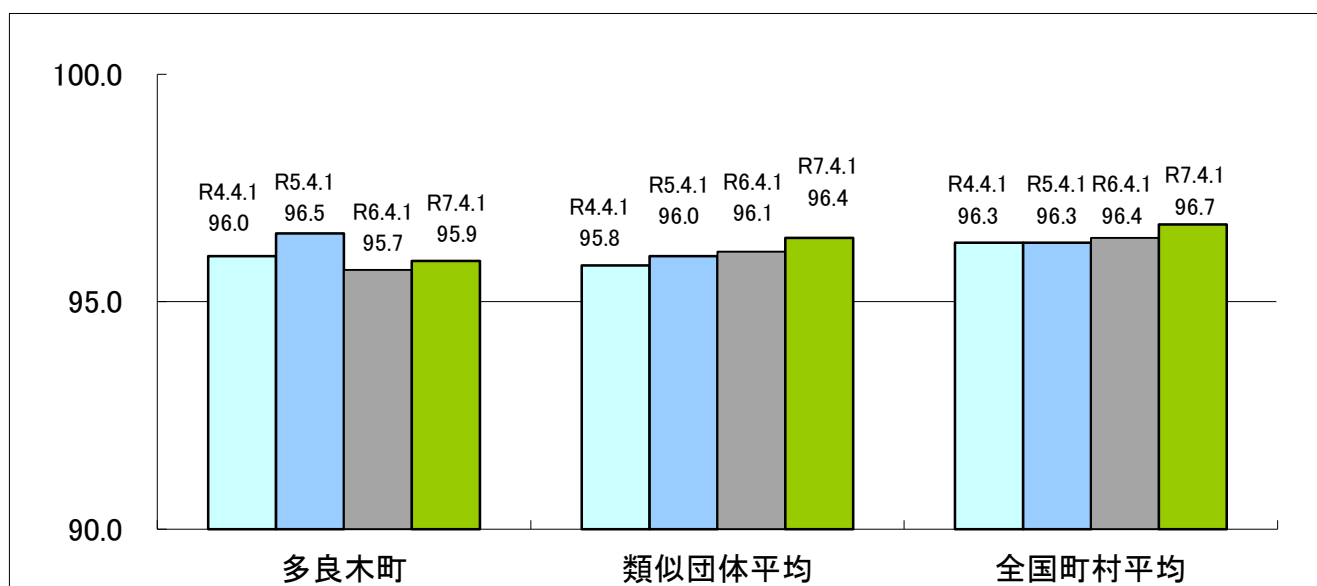
区分	住民基本台帳人口 (R7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R5年度の人件費率
R6年度	人 8,321	千円 7,806,756	千円 469,765	千円 1,051,466	% 13.5	% 11.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 113	千円 363,988	千円 48,281	千円 146,341	千円 558,610	千円 4,943	千円 5,865

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス

指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

該当しない

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため省略

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の8级以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりを解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準に準拠し、多良木町において0%。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	0%	0%
多良木町の支給割合	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
多良木町	39.3 歳	303,700 円	337,491 円	324,720 円
熊本県	42.6 歳	333,192 円	404,921 円	358,648 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.5 歳	314,125 円	360,652 円	343,827 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		多良木町	熊本県	国
一般行政職	大学卒	220,000円	225,600円	220,000円
	高校卒	188,000円	194,500円	188,000円
技能労務職	高校卒	142,000円	192,400円	—
	中学卒	126,400円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和7年4月1日現在)

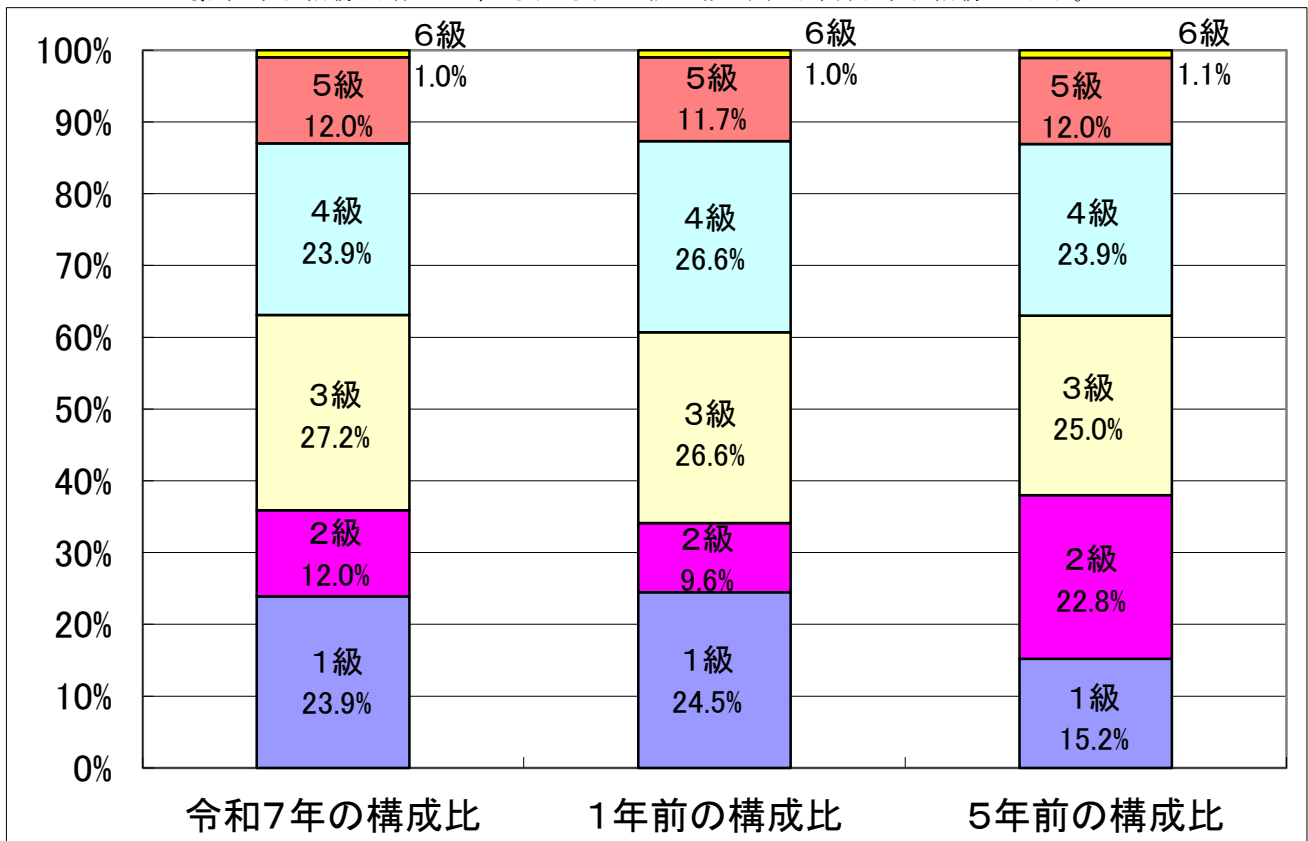
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264,100円	340,275円	371,725円	384,975円
	高校卒	240,950円	310,575円	359,450円	370,650円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

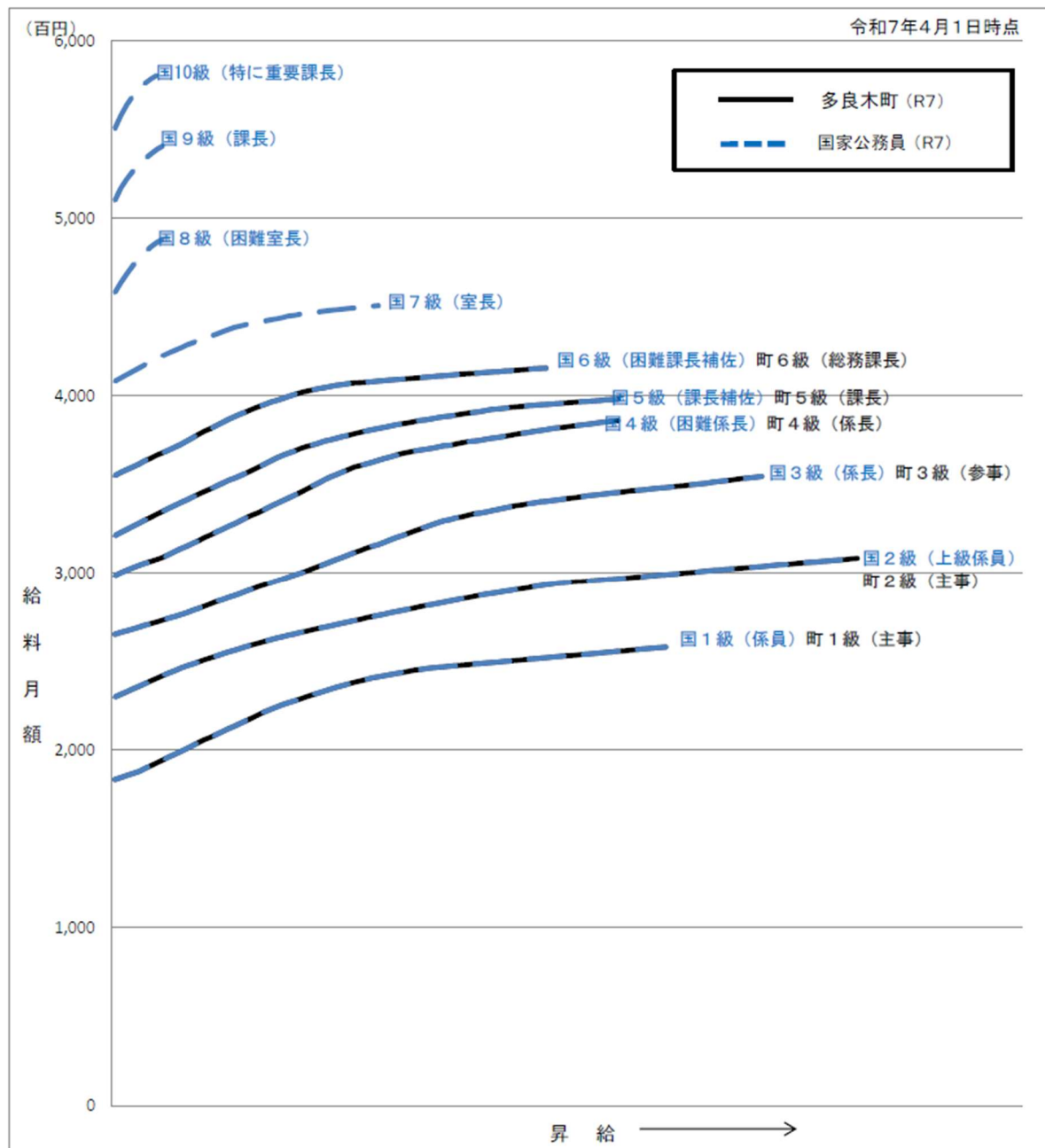
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師、保育士、栄養士、保健師、社会福祉士、学芸員の職務	22人	23.91%	195,800円	268,300円
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、栄養士、保健師、社会福祉士、学芸員の職務	11人	11.96%	242,000円	316,800円
3級	参事、主任技師、主任保育士、主任栄養士、主任保健師、主任社会福祉士、主任学芸員の職務	25人	27.17%	276,300円	364,200円
4級	困難な業務を行う参事、主任技師、主任保育士、主任栄養士、主任保健師、主任社会福祉士、主任学芸員の職務 係長、技師長、保育士長、栄養士長、保健師長、社会福祉士長、学芸員長、主幹の職務	22人	23.91%	309,800円	396,500円
5級	課長、事務局長、会計管理者の職務（6級に掲げる職務を除く。）	11人	11.96%	332,600円	409,000円
6級	総務課長の職務及び総務課長を経験した課長の職務	1人	1.09%	366,800円	427,000円

(注) 1 多良木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（多良木町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				

	標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

多良木町	熊本県	国
1人当たり平均支給額(R6年度) 1,450 千円	1人当たり平均支給額(R6年度) 1,860 千円	—
(R6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.40)月分 (1.0)月分	(R6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.40)月分 (1.0)月分	(R6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.40)月分 (1.0)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%～20% ・管理職加算15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%～20% ・管理職加算10%～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（多良木町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

多良木町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	

その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2%～45%)
自己都合 勸奨・定年 1人当たり平均支給額 0千円 20,843千円	—

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給なし

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (R6年度決算)	21,336千円
職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)	216千円
支給実績 (R5年度決算)	23,340千円
職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)	234千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当 (令和7年4月1日現在)

支給なし

(7) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 3,000円、子11,500円 その他 6,500円	同		14,392千円	257,000円
住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して 28,000円以内	同		6,700千円	231,034円
通勤手当	交通用具利用の場合距離区分に応じて支給。片道2km以上5km未満 2,000円。最高、片道60km以上 31,600円。	同		2,872千円	48,678円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に対して支給 総務課長 36,000円、課長等 26,000円	異	手当額	4,176千円	321,231円
宿日直手当	勤務1回につき 4,400円			1,919千円	17,445円
管理職特別勤務手当	勤務1回につき 12,000円を超えない範囲で支給	同		184千円	20,444円
単身赴任手当	異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対し支給 30,000円～88,000円	異	手当額	0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	749,000 円	() 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 市 区 町 村 長	597,000 円		843,000 円 / 506,100 円	700,000 円 / 434,200 円
報 酬	議 長	310,000 円	() 円	337,000 円 / 230,000 円	
	副 議 長	255,000 円		280,000 円 / 182,000 円	
	議 員	232,000 円		258,000 円 / 165,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和6年度支給割合) 2.5 月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 2.5 月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 区 町 村 長	749,000円×在職年数×500/100	14,980,000円	任期満了後	
		597,000円×在職年数×290/100	6,925,200円	任期満了後	
	備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和 6 年	令 和 7 年		
普 通 会 計 部 門	一 般	議 会	2	2	0	
	行 政 部 門	総 務	30	30	0	
		税 務	10	10	0	
		農 林 水 産	21	21	0	
		商 工 土 木	3	3	0	
	6	6	0			
	10	10	0			
	10	10	0			
	計	92	92	0	<参考> 人口1万当たり職員数 110.56 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 144.89 人)	
	教 育 部 門	11	11	0		
	小 計	103	103	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 123.78人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 172.72 人)	
公 営 企 業 部 門	水 道	2	3	1	体制強化による増	
	下 水 道	2	2	0		
	そ の 他	9	9	0		
	小 計	13	14	1		
	合 計	116	117	1	<参考> 人口1万当たり職員数 140.60 人	
		[177]	[177]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	9人	11人	12人	10人	16人	12人	11人	19人	8人	4人	2人	117人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	91	96	91	91	92	92	1 1.1
教育	11	12	12	12	11	11	0 0.0
消防	0	0	0	0	0	0	0 0.0
普通会計計	102	108	103	103	103	103	1 1.0
公営企業等会計計	13	13	13	14	13	14	1 7.7
総合計	115	121	116	117	116	117	2 1.7

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率
R6年度	千円 120,787	千円 36,980	千円 11,426	% 9.5	% 10.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
R6年度	人 2	千円 7,519	千円 1,029	千円 2,878	千円 11,426	千円 5,713	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数ある。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
多良木町	36歳	314,700円	471,155円
団体平均	45.8歳	345,838円	524,813円
事業者	—歳		—円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

多 良 木 町	団 体 平 均 等
1人当たり平均支給額（R6年度） 1,439 千円	1人当たり平均支給額（R6年度） 1,593 千円
(R6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(R6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.4)月分 (1.0)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%～15% ・管理職加算10%～25%

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

多 良 木 町			団 体 平 均 等		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2%～45%)		
1人当たり平均支給額 0千円			1人当たり平均支給額 7,848千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給なし

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（R6年度決算）	428 千円
職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）	214 千円
支給実績（R5年度決算）	695 千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	348 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者3,000円 子11,500円 その他6,500円	同		300 千円	150,000 円
住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して 28,000円以内	同		300 千円	300,000 円
通勤手当	交通用具利用の場合距離区分に応じて支給。片道2km以上5km未満2,000円。最高、片道60km以上31,600円。	同		0 千円	0 円

管理職手当	管理、監督の地位にある職員に対して支給。 総務課長 36,000円 課長等 26,000円	同		0 千円	0 円
-------	-----------------------------------------------------	---	--	------	-----

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率
R6年度	千円 293,703	千円 7,849	千円 8,456	% 2.9	% —

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 2	千円 5,841	千円 220	千円 2,395	千円 8,456	千円 4,228	千円 6,187

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数ある。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
多良木町	28 歳	235,150 円	354,638円
団体平均	44.6 歳	342,377 円	516,175円
事業者	— 歳		—円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

多 良 木 町	団 体 平 均 等
1人当たり平均支給額（R6年度） 1,198 千円	1人当たり平均支給額（R6年度） 1,562 千円
(R6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (1.4)月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.0)月分	(R6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (1.4)月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.0)月分

(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5%～15% ・ 管理職加算10%～25%
--------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和7年4月1日現在)

多 良 木 町			団 体 平 均 等		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2%～45%)		
1人当たり平均支給額 0千円			1人当たり平均支給額 6,120千円		

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給なし

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R6年度決算)	198 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)	99 千円
支給実績 (R5年度決算)	— 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)	— 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者3,000円 子11,500円 その他6,500円	同		0千円	0円
住居手当	居住するための住			0千円	0円

	宅を借り受けている職員に対して28,000円以内	同			
通勤手当	交通用具利用の場合距離区分に応じて支給。片道2km以上5km未満2,000円。最高、片道60km以上31,600円。	同		24千円	24,000円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に対して支給 総務課長36,000円、課長等26,000円	同		0千円	0円